

第2節 情報交換・交流の場の構築と自主的取組の促進

第1項 環境情報の提供と共有化

1 環境ホームページの開設

県では、県内の環境に関する情報を分かりやすく発信し、環境に対する理解を深めてもらうことを目的に、平成24年3月に群馬県環境情報サイト「ECOぐんま」を開設しました。「ECOぐんま」内では、家庭でのCO₂排出量診断や、EV充電マップ等の様々なコンテンツを見ることができます。

(1) 掲載コンテンツ

- ・新着情報
- ・おすすめ情報...家庭でストップ温暖化、電気自動車の普及、3Rの推進、ぐんま3R宣言、環境学習・

- 活動のひろば、動く環境教室「エコムーブ号」、森の楽校、県立森林公園
- ・分野別情報...地球温暖化、大気・水・土壌、自然環境、森林保護・緑化、廃棄物・リサイクル対策
- ・行政資料等...条例・規則、計画・プラン、環境白書、環境アセスメント

(2) ホームページURL

<http://www.ecogunma.jp/>

2 試験調査研究の推進、成果の公表

衛生環境研究所では感染症・食中毒などの衛生・医療及び水・大気などの環境保全に関する調査研究を実施しています。

環境分野では、平成18年度から温泉を含めた水環

境保全に重点を置き、水環境・温泉研究センターを設置して研究を進めています。

平成24年度に実施した主な調査研究のテーマは、表2-5-2-1のとおりです。

表2-5-2-1 衛生環境研究所における主な調査研究

	調査研究テーマ	内容
1	森林の水質浄化機能に関する自然林と人工林との違いの予備的研究	森林の水質浄化機能を把握するため、神流川支流乙父沢（多野郡上野村）の渓流水を測定したところ、群馬県北部の渓流水と比較して高濃度の硝酸性窒素が検出され、窒素飽和の目安とされる1mg/lを超える地点もあった。
2	大気中微小粒子状物質の化学特性と発生源寄与の解明	県内各地の大気中微小粒子状物質（PM2.5）の汚染実態と発生源寄与を把握するため、PM2.5成分分析調査を実施した。地域や季節による組成の違いについて解析するとともに、発生源の指標となる成分の挙動を調査した。
3	県内河川における汚濁負荷量分布とその解析	県内河川水質の効率的対策には、より精度の高い汚濁負荷量分布の把握が必要であり、各種汚濁負荷発生源データを3次標準地域メッシュ（1km ² ）区画に振り分け、流域ごとに流出汚濁負荷量を算出し解析を行った。
4	大気環境に関する体験型環境学習プログラムの創設について	浮遊粒子状物質（SPM）に関する子ども向けの体験型環境学習プログラムを作成した。これに基づきエコクラブと環境学習を実践したところ、SPMを指標に大気環境を科学的に捉える重要性を子ども達が理解できた様子が窺えた。
5	わが国都市部のPM2.5に対する大気質モデルの妥当性と予測誤差の評価（外部研究機関との共同研究）	大気質モデルの妥当性検証のため、関東地域においてPM2.5とガス状物質の多地点同時大気観測を実施し、それらの地域差や粒子の変質過程を解析した。
6	水環境健全性指標を利用した河川生態系評価に学ぶエコツーリズムの開発（外部研究機関との共同研究）	神流川を活用した新しい環境学習プログラムの開発を目指し、その水質に関する詳細なデータを収集すべく調査を実施した。
7	PM2.5と光化学オキシダントの実態解明と発生源寄与と評価に関する研究（外部研究機関との共同研究）	大気中PM2.5と光化学オキシダントの汚染実態を把握するため、全国の地方環境研究所と国立環境研究所と共同で光化学オキシダントの長期変動傾向の解析とPM2.5調査を行った。
8	大気中の酸化的二次生成物質の測定と遺伝毒性評価（外部研究機関との共同研究）	大気中の酸化的二次生成物質の健康影響に関連する基礎的な知見を得るため、大気中の浮遊粒子状物質及び半揮発性成分を採取し、それらの化学分析や遺伝毒性評価を行った。

3 啓発イベント(ぐんま環境フェスティバル、森と木のまつり、ぐんま山と森の月間、ぐんま山の日)の開催

(1) ぐんま環境フェスティバル

「ぐんま環境フェスティバル」は循環型社会の実現に向けて、環境問題の現状や取組などを楽しく、分かりやすく「学び」、「考える」ことを目的に、県や関係団体等で構成する「ぐんま環境フェスティバル実行委員会」が主催し、開催しているイベントです。平成24年度には第14回目を迎えました。

[平成24年度の開催状況について]

- ・開催日 平成24年11月3日
- ・場 所 高崎市 ヤマダ電機LABI1高崎
- ・来場者数 約4,000人
- ・内 容 新エネルギー・自然エネルギーに関する展示、企業・団体等の出展、EV等の展示、高校生による環境への取組紹介、自然素材を使った創作体験や各種イベント等



ぐんま環境フェスティバル 開催の様子

(2) 森と木のまつり

「森と木のまつり」は、森林が有する多面的機能や、県内林業・木材産業、山村の文化・産業などを紹介し、多くの人々に山村の魅力や役割などを理解していただくとともに、相互の交流を通じて、木材産業及び山村地域の活性化を図るためのイベントです。

森林事務所等が、他の行政機関や各種団体と協力して実行委員会をつくり、県内各地域で開催しています。

(3) ぐんま山と森の月間・ぐんま山の日

毎年10月は「ぐんま山と森の月間」です。

民間団体と行政機関による「ぐんま山と森の月間推進協議会」では、この期間を中心に、登山大会や自然観察会、森林ウォークや林業体験会など、県民参加型のイベントを実施しています。

平成24年度は、「ぐんま山と森の月間」協賛イベントとして、40のイベントを開催し、合計2万2千人以上の方々に参加いただきました。

また、平成22年に第34回全国育樹祭が本県で開催されたことを記念して、育樹祭が開催された10月の第一日曜日を「ぐんま山の日」と定め、毎年、記念講演会やフォトコンテストを実施して、山や森林への理解と関心を深めていただくための取組を行っています。

第2項 県民・民間団体の取組への支援

1 環境アドバイザーの登録、支援、活用

環境保全活動の地域リーダーとして活躍する人材の育成・支援のため平成4年度から群馬県環境アドバイザー制度を設け、平成25年7月12日現在、260名の環境アドバイザーが県に登録し活躍しています。

[環境アドバイザーの活動概要]

環境ボランティアとして、環境美化活動、地球温暖化対策、家庭から排出されるごみの減量や自然エネルギー等、様々なテーマで活動しています。

平成11年度から環境ボランティアに委託している「地域環境学習推進事業」も、主に環境アドバイザーが企画・立案・実施をしています。

また、環境アドバイザー相互のネットワーク作りのため、平成9年度に「群馬県環境アドバイザー連絡協議会」を設置しました。役員会・幹事会を随時開催し、重点活動内容について協議するとともに、会報「グリーンニュース」の発行、専門部会・委員会(ごみ問題、温暖化・エネルギー、自然環境、広報委員会)の運営、地域ごとに活動する地域部会など「行動する環境アドバイザー」をスローガンに専門性を伸ばしながら、アドバイザー同士のつながりを意識した活動に取り組んでいます。

2 自主的な取組に対する顕彰（群馬県環境賞）

県民の環境意識の高まりと環境活動へのより一層の参加を促進するため、環境分野において優れた実践活動、調査研究活動、自然保護等に顕著な功績があった県民や事業者等に対して、群馬県環境賞（環境特別功績賞・環境功績賞）を授与するものです。平成24年度の受賞者（環境功績賞）は次のとおりです。

表2-5-2-2 群馬県環境賞受賞者（環境功績賞）

氏名又は団体名	功績分野
青木 龍美	環境保全、創造
大川 恭史	環境保全、創造
倉沢 登志夫	環境保全、創造
小林 善紀	環境保全、創造
高橋 寿子	環境保全、創造
滝澤 武夫	環境保全、創造
田中 洋助	環境保全、創造
伊勢崎市立 赤堀東小学校	環境保全、創造
前橋市立 岩神小学校	環境保全、創造
高田 亘一	環境美化、ごみ減量化、再生利用等
須田 けい	自然保護
田澤 一郎	野生生物保護
利根沼田獺友会	野生生物保護
新田獺友会	野生生物保護

コラム

「環境教育等における体験の機会の場」の認定制度がはじまりました！

< 「体験の機会の場」認定制度とは？ >

環境の大切さを実感し行動につなげていくためには、体験活動を通しての環境教育が重要です。

平成24年10月に改正環境教育等促進法が施行され、環境教育・保全活動をさらに推進するため、県知事が自然体験活動や環境保全活動の場として提供を受けている土地や建物を、「体験の機会の場」として認定することができるようになりました。

「体験の機会の場」として認定されることで、実施する自然体験活動等は安全性やノウハウが確保されたものであるという公的な信頼性を得られます。また、県は認定施設等について、ホームページなどで広く県民にPRします。



3 花と緑のぐんまづくり推進事業

(1) 事業の趣旨

全国都市緑化ぐんまフェアの成果や花と緑の多様な役割を踏まえ、ぐんまクリーン大作戦等の既存事業を再構築し、平成21年度より以下の3つの展開方針により、花と緑あふれる県民参加の県土づくりを目指しています。

- ア 花と緑を活かした新しい県民参画型の事業展開
- イ 多様な主体の参画する推進体制の構築
- ウ 多様な意見を取り入れ事業をブラッシュアップ

(2) 事業の内容

県民代表者、県、市関係者等で構成する花と緑のぐんまづくり検討委員会で、事業展開及び推進体

制が検討され、「花と緑のぐんまづくり推進プラン」が策定されました。

これに基づき、平成21年4月より花と緑のぐんまづくり推進事業がスタートしました。

ア 推進体制

多様な主体が参画、かつ全県的な事業展開を推進するため、以下のような協議会を設置しました。

全体協議会

【県、イベント開催市町、団体、企業等】

地域協議会：県内12地域

【県地域機関、市町村、自治会等】

イ 事業展開

花と緑のぐんまづくりを推進するため、以下の5

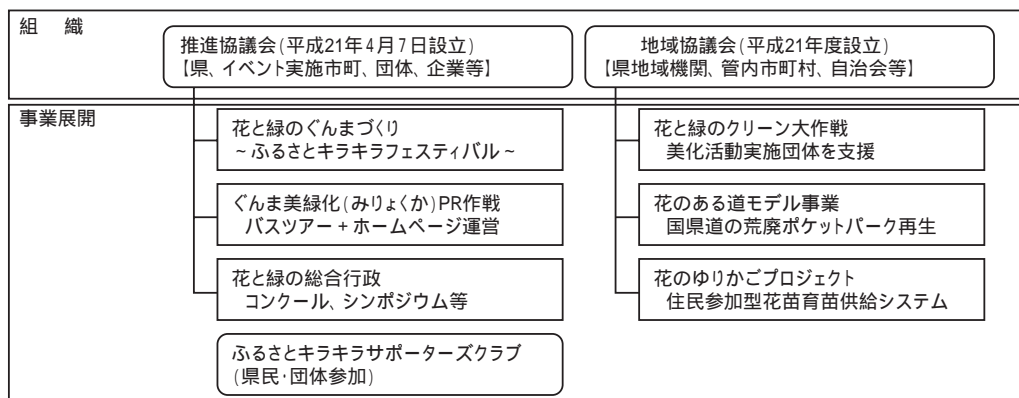
事業を展開しました。

- a 全体協議会で実施する事業
 - 花と緑のぐんまづくり～ふるさとキラキラフェスティバル～
 - 市町持ち回りの花と緑のイベント
- 開催場所：
 - H24【前橋市】4月14日～5月13日
前橋駅～前橋公園
 - H25【伊勢崎市】4月20日～5月19日
伊勢崎駅～波志江沼環境ふれあい公園
- 主な催事：沿道飾花、体験教室、コンテスト等
- b ぐんま美緑化（みりょくか）PR作成
 - 群馬の花緑をPR（バスツアー、HP活用等）
- c 花と緑の総合行政
 - 県庁内の花緑関係課で連携し花緑総合施策を実施（ぐんま花のまちづくりコンクール、街中緑化推進検討部会、花と緑のぐんまづくりシン

ポジウム)

- d 地域協議会で実施する事業
 - 花と緑のクリーン大作戦
 - 飾花や除草など公共施設の美化活動を行う住民団体を支援
 - 花のある道モデル事業
 - 道路工事等で生じたポケットパークを再整備し、地域の方々の管理等への協力により再生
 - 花のゆりかごプロジェクト
 - 農業高校等と協力し、住民参加型花苗育苗供給システムを確立
- e 県民の事業参加と交流のための事業
 - ふるさとキラキラサポーターズクラブ
 - 事業への県民一人一人の参加を目的にサポーターズクラブを設置
 - 企業等への協力により各種特典あり

図2-5-2-1 花と緑のぐんまづくり基本スキーム



4 地域ぐるみでの協働活動への支援（農地・水保全管理支払交付金）

(1) 事業の趣旨

過疎化や混住化が進む農村地域において、農地・農業用水などの十分な管理が困難になり、農業・農村の持つ多面的機能が失われています。このため、地域住民を中心とした活動組織が、農地、水路等、農村環境の保全活動に取り組み、農地周りの水路や農道の補修を行うなど活力ある地域づくりを支援します。

(2) 事業内容

水路の草刈りや泥上げなど農地、水路等の基礎的な保全管理活動や農村環境の保全のための活動を共同活動とし、農業用排水路等の補修・更新など施設の長寿命化のための活動を向上活動として、農地面積に応じて活動組織を支援しました。

(3) 実施状況

平成24年度は、共同活動で193活動組織、農地面積12,730ha、向上活動で76活動組織、農地面積5,741haを実施しました。

河川愛護意識の啓発と良好な河川環境の維持・保全、適正な河川利用を推進するため、毎年7月を「河川愛護月間」として、河川美化作業等の様々な活動を全国で実施しています。

良好な河川環境の維持・保全を行政のみで行うことには限界があり、地域住民の協力が不可欠です。そこで、「自分たちの社会は自分たちで作っていく」という考えのもと、県民参加型公共事業「道普請型ぐんまクリーン大作戦」の一環である「河川・道路

クリーン大作戦」を平成11年度から行い、平成21年度からは「花と緑のクリーン大作戦」として河川の除草活動等を行う団体に対して奨励金を交付し、自発的な住民組織による活動を支援しています。

なお、こうした社会的奉仕活動に対して、毎年7月7日の「川の日」に「優良河川愛護団体等表彰」を行っており、平成24年度は8団体の表彰を行いました。

第3項 事業者の取組の促進

1 環境影響評価

(1) 環境影響評価制度

環境影響評価制度は、大規模な開発事業等を行う前に、その事業の実施が環境にどのような影響を及ぼすかについて、調査、予測及び評価を行い、環境保全のための措置を検討することにより、環境と開発の調和を図ることを目的とする制度です。

本県では平成3年に定めた「群馬県環境影響評価要綱」により、国においては昭和59年に閣議決定が行われた「環境影響評価の実施について」により環境影響評価を実施してきました。

その後、新たな環境問題への対応や制度の充実を図るために見直しを行い、「群馬県環境影響評価条例」を施行しています。

国においては「環境影響評価法」が平成11年6月に施行され、また、戦略的環境アセスメント導入を含めた「環境影響法の一部を改正する法律」が平成23年4月に公布されました。

平成24年4月に改正法の一部が施行、平成25年4月には完全施行されました。

(2) 手続の流れ

法及び条例の対象となった事業は、方法書手続、準備書手続、評価書手続、事後調査手続を実施し

ながら、環境保全対策を図っていきます。

ア 方法書手続

環境影響評価の項目並びに調査、予測、評価の手法を選定するための手続です。

イ 準備書手続

調査、予測及び評価の結果について、環境保全の見地からの意見を求めるための手続です。

ウ 評価書手続

準備書に対する意見をよく検討し、準備書の内容を見直し、環境影響評価の結果をまとめあげる手続です。

エ 事後調査手続

事業実施による環境影響を確認し、環境保全対策を検討する手続です。

(3) 環境影響評価実施事業

本県では現在までに、法及び条例による手続が表2-5-2-3のとおり行われています。

(4) 今後の取組

「環境影響評価法」において平成25年4月に創設された「計画段階配慮書手続（SEA）」について、本県での導入を検討します。

表2-5-2-3 環境影響評価実施事業（平成25年6月末現在）

対象	事業名	事業種類	手続状況
法	利根川水系戸倉ダム建設事業	ダム事業	手続終了 事業中止
法	国道50号前橋笠懸道路建設事業	道路建設事業	手続終了
法	国道17号本庄道路建設事業	道路建設事業	手続終了
条例	新野脇屋住宅団地造成事業	住宅団地造成	手続終了
条例	中東京幹線一部増強工事事業	送電線路設置	手続終了 事後調査
条例	増田川ダム建設事業	ダム建設事業	評価書 休止中
条例	西上武幹線新設工事(渋川箕郷区間)事業	送電線路設置	手続終了 事後調査
条例	吾妻木質バイオマス発電事業	工場又は事業場設置	手続終了 事後調査

対象	事業名	事業種類	手続状況
条例	西上武幹線新設工事(箕郷西毛区間)事業	送電線路設置	手続終了 事後調査
条例	西上武幹線新設工事(西群馬渋川区間)他事業	送電線路設置	手続終了 事後調査
条例	(仮称)北部大規模開発事業	工業団地造成	手続終了 事後調査
条例	太田市下田中工業団地開発事業	工業団地造成	手続終了 事後調査
条例	前橋市新清掃工場整備事業	廃棄物処理施設の設置	準備書 手続完了
条例	伊勢崎市宮郷地区における工業団地造成事業	工業団地造成	準備書 手続完了
条例	高崎市スマートIC周辺工業団地(仮称)造成事業	工業団地造成	方法書 手続完了

2 環境関連産業創出支援

(1) ぐんま新技術・新製品開発補助金

県では、本県産業の競争力強化と新産業創出を促進するため、県内中小企業者の新技術・新製品開発を支援しています。

平成24年度における支援実績は、46件、80,628千円でした。補助事業を実施した企業の多くは事業終了後も開発を継続しており、製品化・事業化に結びついています。

なお、「次世代産業推進型」では、今後成長が期待される4つの産業分野の1つとして、「環境・新エネルギー産業分野」(太陽光発電、小水力発電、バイオマス燃料等の新エネルギー技術やリチウムイオン電池、LEDなどの省エネ・低炭素技術)について重点的に支援を行っています。

平成25年度も引き続き、新技術・新製品開発に対する支援を行い、各企業の競争力を高めるとともに、環境負荷の低い製品や技術の開発に関する積極的な取組を後押しします。

(2) 群馬県次世代産業振興戦略会議

少子高齢化やグローバル経済の進展など、企業経営を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような中で、県内企業が今後も高い競争力を維持し成長していくためには、将来の市場性が見込まれる新たな産業分野への参入を促進する取組が必要と考え、群馬県次世代産業振興戦略会議を設立しました。

戦略会議では、分野別に5つの部会を設け「群馬県次世代産業振興戦略」に基づき、各種事業を実施しています。

「環境・新エネルギー産業部会」では、今後の再生可能エネルギー市場の拡大を見据え「風力発電技術」に関する研究会の開催や、県内企業の技術と大学や試験研究機関の開発シーズのマッチングを実施し、次世代産業分野への参入を後押ししています。